

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

マスコミ活用

テレビ局など報道機関を使い、わかりやすく伝えてもらう。

日常生活になじんだ内容として発信することや、興味のない人も楽しめる方法で発信すること（漫画など）

企業にどのような合理的配慮が求められるようになるか周知する。

SNS等で大きく広告を出す。

学校からの発信も必要かと考えます。

TVコマーシャル

紙面で伝えたり、SNSで広める、講演などの際に触れるなど

TVCMや新聞広告など人目に付くようにすると少しでも認知度が上がっていくのではないかと思います。

テレビ等メディアでの特集番組。ポスター掲示(地下鉄や電車等)で、認知度をあげる。

当事者の家族や関りのある教員、施設職員へ周知する為、学習会や研修会の実施、インターネット広告等。

・もっと障がいの持った方が理解されるように隠さず学校やテレビなどで知る機会を増やしていく。

・耳が聞こえない人や目が見えない人、車椅子の人、など目に見えてわかる障がいを持つ人のために、お店で必ず点字のメニュー表やスロープや聾啞の人のための案内表など任意ではなく必ず置くようにする。

・どうしても目で見てわからない障がいに対しては、怖いと思う時があります。そういう人たちも個性だと認められるように、健常者でもそうでなくても個性だと理解される世の中、になれば大きくかわるとおもいます！

現在コロナ禍で研修がZoomを使用したオンライン研修が多いので差別解消法の研修をしたら参加者も多くなるのではないかと考えます
また現場で働いていると保護者や関係者、職員が知らないことがたくさんあります

事業所で働いている職員にはその研修を受けることを推奨すること、新人研修に取り入れる等事業所でもできることはたくさんあると思います(こればかりは代表や上司の福祉の熱量によってしまうので申し訳ないです)

事業所に障がい者差別解消法を簡単にまとめたプリントを配布し保護者や職員に配布できるようにし、興味を持ってもらうことも1つの手段かと思えます

法律というだけで難しいというイメージで働いている職員や保護者にとっては勉強する気力や暇があまりないことも現状の課題かなと思いますのでわかりやすく学べるような研修や資料があれば助かります

昔ほど奇異な目で障がい者を見なくなりました。時代背景・コロナのこともあり障がい者は確実に数は増えてます。皆、好きで病気になってるわけではないので守らなければならない人たちであるのは確かです。法がなかなか浸透しないのは世間全体にかかわる内容なのか？だと思います。福祉にかかわってる我々がアクションを起こして周知するのも必要です。が、日本は福祉に対して何かと遅れているので本腰を入れてスウェーデンのような取り組みをしてもらえたらと思います。

広告等での周知や、障がい全般の理解の向上（障がいとは何かという部分）をしていかないと、法律に対しての関心もわからないように感じます。

動画サイトを含むメディアで取り上げる

障がいを持っているご本やご家族又は福祉関係者への講習会もしくはリーフレットなどの活用をして、障害者差別解消法を身近に知っていただく機会を増やしていく。

国が主体となり、これまで以上に無料のセミナー等を周知開催（税金）を行えば、今よりもっと周知されると思う。

また、周知や認知をするためには、これまで以上に国として福祉に力を入れていかなければいけないと思いますが、長い目で、一人一人が福祉について考える国であって欲しいと思っております。

TVのCMや、新聞の折込チラシ等でアピールする。

テレビや新聞、ネットなど特集をしてもらうことで、認知度は上がると思います。

法律の名前と分かりやすい(見聞きした人が受け取りやすい)内容が、多くの人の耳目に頻繁に触れること。TVのワイドショーや真面目すぎない番組、SNSやネットニュース。

障がいをお持ちでない、いわゆる健常者の方は、別世界の事だと思っている。

違う世界線で生きていて、他人事。

でも親族とかにはいるハズ。

もっと身近に感じて、真剣に考えてくれるよう、更なる取組が必要。

何をしてはいけないのか、処罰があるのか、何が正解か？

SNSなども活用して、広げていく必要があると思う。

新聞やテレビ、ネットのニュースで大きく取り上げてもらうこと。